議案第25号

財産の処分につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり市有財産を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する物件 区分 土地

所在 甲賀市甲賀町上野字柧ノ木

地番	地目	地積
1391番2	公園	2 8 7 m²

区分 遊具等

所在 甲賀市甲賀町上野字柧ノ木1391番地2

種 類	数量	
	うんてい	1 台
遊具	ブランコ	1 台
世 共	滑り台	1 台
	鉄棒	1 台
固定ベンチ	3 台	
フェンス	1式	

- 2 処分の方法 無償譲渡
- 3 処分の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町上野2416番地

上野区自治会

代表者 瀨古俊一

議案第25号 参考資料 位置図



議案第26号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

指定管理者の指定につき議決を求めることについて 次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法(昭和22年法律第6 7号)第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

1 公の施設の名称 甲賀市野洲川児童公園

2 指定管理者 滋賀県甲賀市甲南町野田810番地

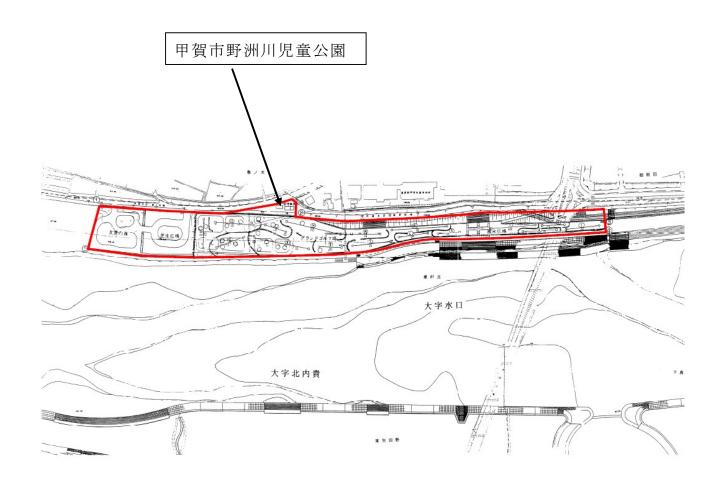
一般社団法人甲賀市スポーツ協会

代表理事 治 武 俊 明

3 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第26号参考資料

施設名称	甲賀市野洲川児童公園		
所 在 地	甲賀市水口町水口6377番地		
面積	12, 965 m²		
施設内容	グラウンドゴルフ場 16ホール、自由広場、友愛の森、管理		
	棟 1棟、トイレ他		



令和3年度第2回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:建設管理課)

1	施設名	甲賀市野洲川児童公園		
		本施設は、スポーツやレクリエーションを目的に設置され、市民の誰にも開かれた施設		
2 施設の目的		とするとともに、心身の向上を図る場並びに健康増進の場として特性等を踏まえた施設		
		の運営や事業を展開することを目的とする。		
		(1)施設の名称 甲賀市野洲川児童公園		
		(2)所在地 甲賀市水口町水口6377番地		
3	施設の概要	(3)施設の目的 都市公園		
		(4)施設の内容 グラウンドゴルフ場(16ホール)		
		自由広場(友愛の森含む)、管理棟(1棟)、トイレなど		
4	募集方法	公募		
5	指定期間	令和4年4月1日 から 令和6年3月31日(2年間)		
		〇甲賀市野洲川児童公園の運営に関する業務		
		* 施設貸出·受付業務		
		* 利用料金徴収業務		
		* 備品貸出業務		
		* 広報宣伝業務		
6	管理業務内容	* 提案事業		
"	百年末初刊各	〇甲賀市野洲川児童公園の施設の維持管理に関する業務		
		*建築物保守管理業務 *建築設備保守管理業務		
		* 備品等保守管理業務 * 駐車場保守管理業務		
		*清掃業務 *外構保守管理業務		
		* 植栽管理業務 * 警備業務		
		*廃棄物処理業務		
	指 定 管 理 料	 (指定管理料限度額) 3,028千円		
7	(参考額)	(年間指定管理料) 1,514千円		
8	申 請 者	一般社団法人甲賀市スポーツ協会		
		甲賀市指定管理者選定委員会 委員長		
		中負巾相足官理有選足委員会 安員长 甲賀市指定管理者選定委員会 副委員長		
9	選定委員	中負巾指定官埋有选定委員会 副委員改 甲賀市指定管理者選定委員会 委員		
日本				
		甲賀市指定管理者選定委員会 委員		
10		甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項による		
L'		「鬼中女父心以下かられた日本日父日だ丁がずに関する木がかられてある		

11	選	定	方	式	総合点数方式		
					指定候補者		
12	選	完	結	里	採点得点表		
12	匹	Æ	小口	*	申請者	合計得点	合計配点
					一般社団法人 甲賀市スポーツ協会	199点	250点
					※合計得点:委員1人50点で採点し、委	員5人の得点を合	計した点数
13	附	帯	意	見	特になし		

令和 4 年 1 月 24 日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 別所 德子

議案第27号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

甲賀市福祉ホールの指定管理者の指定期間(令和2年12月23日議決)を次のとおり変更することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

現行の指定期間「令和3年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

議案第27号参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について(令和2年11月26日提出、令和2年 12月23日議決)
- 2 公の施設の名称 甲賀市福祉ホール
- 3 指定管理者 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉 郷 重 郷(令和3年6月23日林 善彦に変更)
- 4 現行の指定期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 甲賀市福祉ホールの指定管理者の指定期間の変更について 現行の指定期間「令和3年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和3 年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。
- 6 変更理由

水口社会福祉センターを含めた施設整備にかかる工事に伴い休館とするため、 現行の指定管理者の指定期間を3年間短縮するもの。

議案第28号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

甲賀市老人福祉センター佐山荘の指定管理者の指定期間(令和2年12月23日 議決)を次のとおり変更することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

現行の指定期間「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について(令和2年11月26日提出、令和2年 12月23日議決)
- 2 公の施設の名称 甲賀市老人福祉センター佐山荘
- 3 指定管理者 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉 郷 重 郷(令和3年6月23日林 善彦に変更)
- 4 現行の指定期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 甲賀市老人福祉センター佐山荘の指定管理者の指定期間の変更について 現行の指定期間「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和3 年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

6 変更理由

甲賀市老人福祉センター佐山荘に佐山地域市民センター及び佐山学区自治振興 会の機能を移転することにかかる工事に伴い施設を休館とするため、現行の指定 管理者の指定期間を1年短縮するもの。

議案第29号

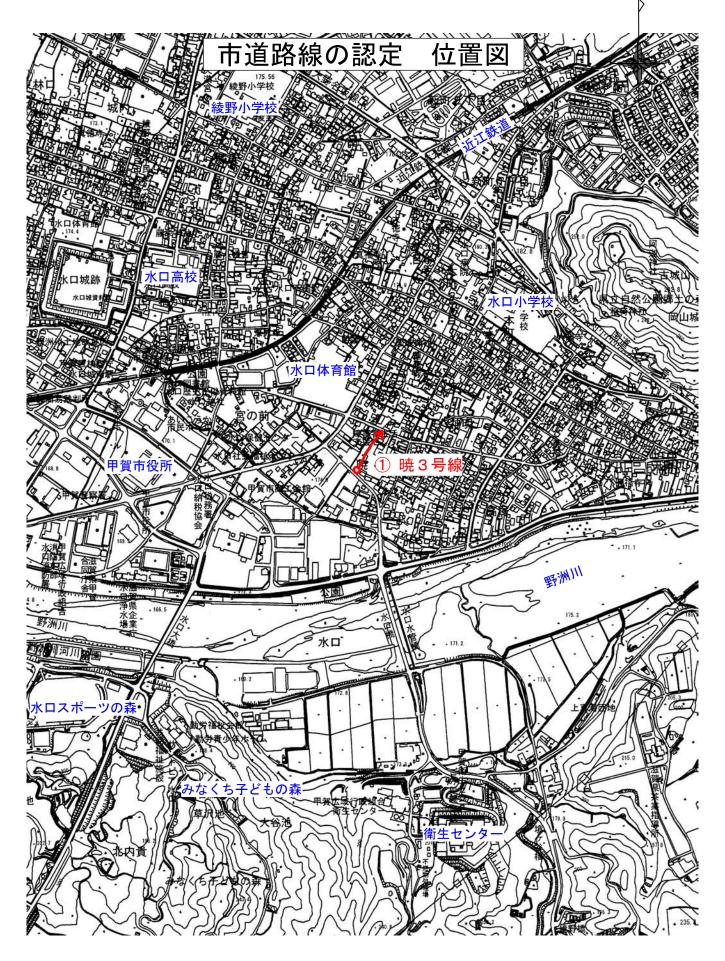
市道路線の認定につき議決を求めることについて上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

市道路線の認定につき議決を求めることについて

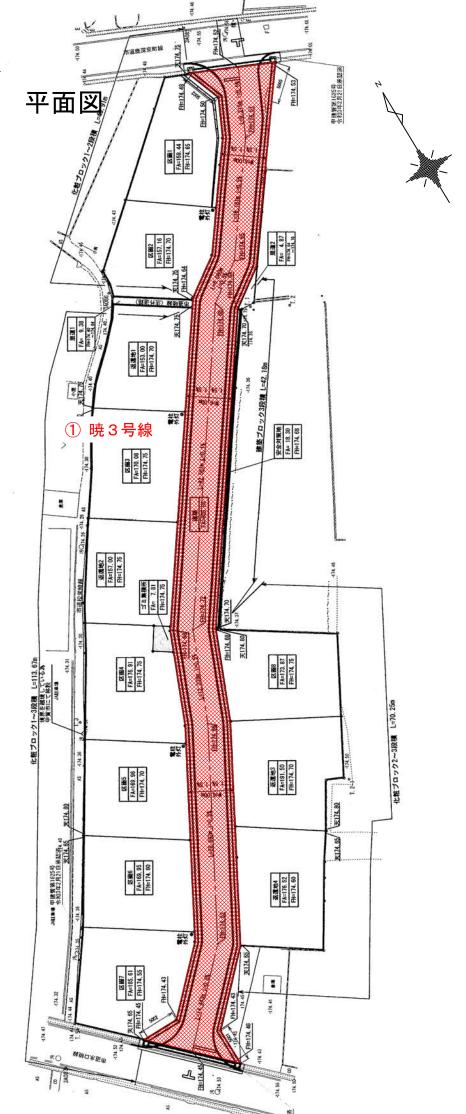
次のとおり市道路線を認定することにつき、道路法(昭和27年法律第180号) 第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

整理	收给采口.	路線名	起点
番号	路線番号		終点
1 1 1 1 0 0		暁 3 号線	水口町暁地先
	1 1 4 1 8 0	�� 3 夕 稼	水口町暁地先
2 40889	10000	取用下法 1 0 尺 約	甲南町野田字下浦地先
	野田下浦10号線	甲南町野田字下浦地先	
3	50841	長野川東線	信楽町長野字川東地先
			信楽町長野字川東地先

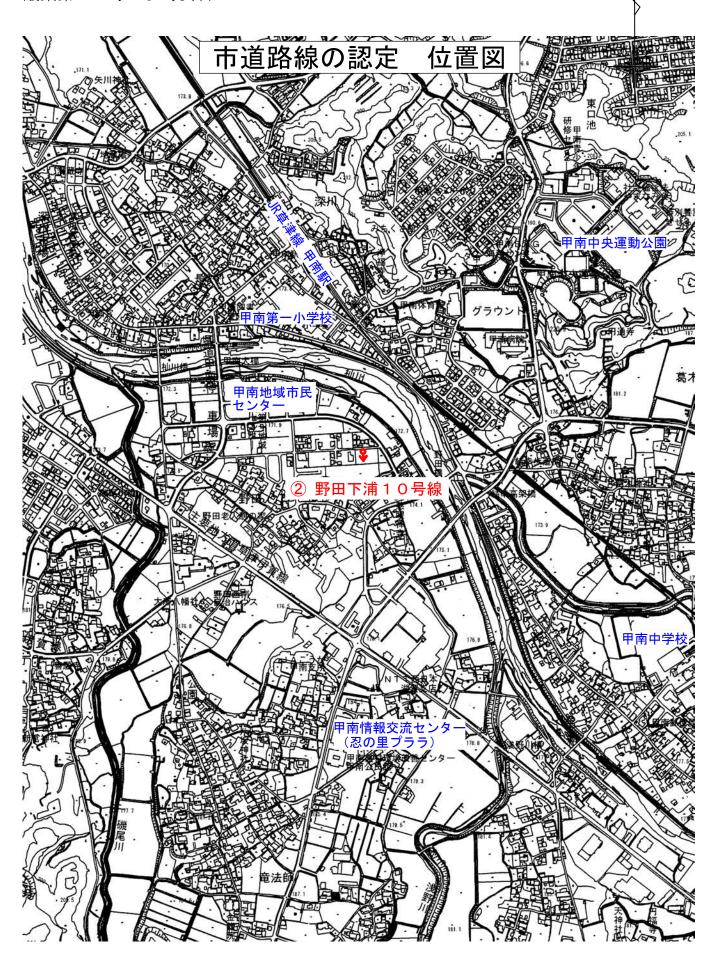


縮尺 S=1/10000

議案第29号 参考資料 **市道路線の認定**



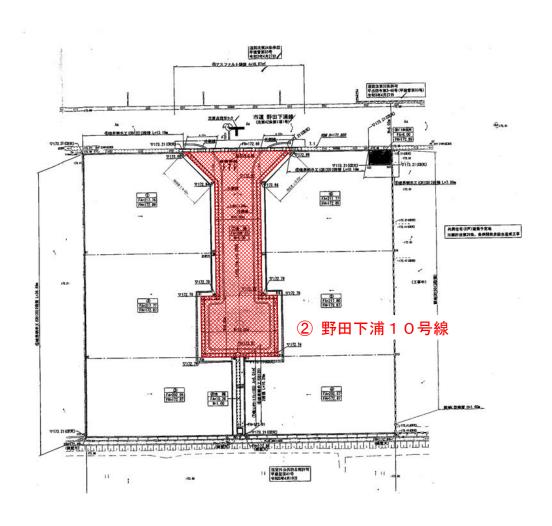
縮尺 S=1/500

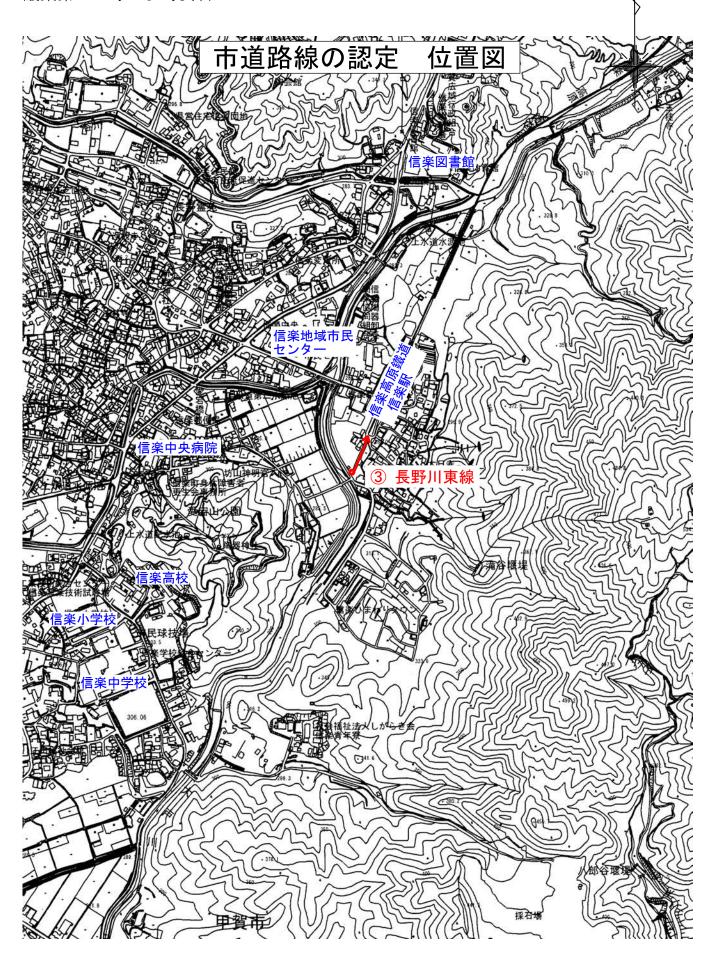


縮尺 S=1/10000

市道路線の認定 平面図

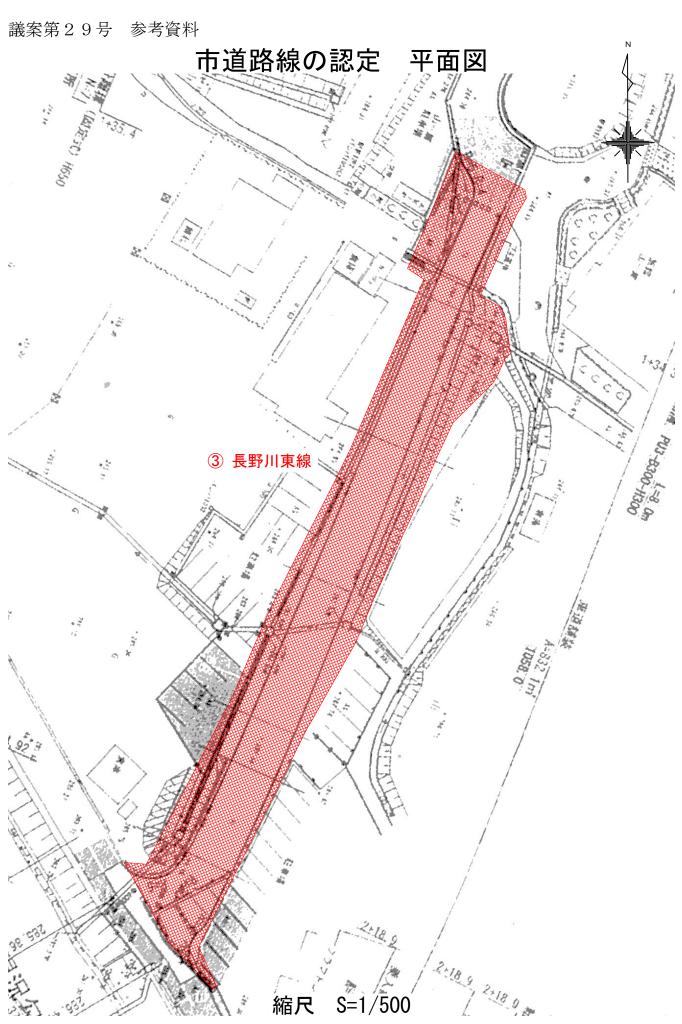






縮尺 S=1/10000

議案第29号 参考資料



議案第30号

契約の締結につき議決を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年甲賀市条例第42号)第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 水口社会福祉センター改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 349,800,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町本綾野2番16号

辻寅建設株式会社

代表取締役 中野 稔 之

入 札 結 果 表

工事の名称等 令和3年度 第118号

水口社会福祉センター改修工事

工事場所 甲賀市水口町水口 地内

入 札 者	入 札 金 額	摘要
辻寅建設株式会社	318,000,000円	落札
京都建物辻正株式会社	324,900,000円	
株式会社フジサワ建設	355,000,000円	
三陽建設株式会社	372,000,000円	
大宝柊木株式会社	389,800,000円	

1 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町本綾野2番16号

辻寅建設株式会社

代表取締役 中野 稔 之

2 予定価格 356,040,000円

3 最低制限価格 316,290,000円

4 契約金額 349,800,000円(入札金額に10%を加算)

5 入札日 令和4年2月8日

6 工期 本契約成立の日から5日以内から

令和5年2月28日まで

議案第30号参考資料

令和3年度 第118号 水口社会福祉センター改修工事 概要

1 工事番号 令和3年度 第118号

2 工事名 水口社会福祉センター改修工事

3 工事場所 甲賀市水口町水口 地内

4 工事内容 改修工事(改修面積1,214.18 m²)

建物内外の改修工事

トイレ改修工事

上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

5 工期 本契約成立の日から5日以内から

令和5年2月28日まで

6 契約の方法 一般競争入札

議案第30号 参考資料

令和3年度 第118号

水口社会福祉センター改修工事

【工期】

本契約成立の日から5日以内 ~ 令和 5年 2月28日

【契約の相手方】

辻寅建設株式会社 代表取締役 中野 稔之

【契約金額】 349,800,000円(税込)

【工事概要】

事務所棟 (RC造2階建 1,214.18㎡)

- 建物内外の改修工事
- ・その他、付属棟整備 外部倉庫(改修)、カーポート(新設)
- ・上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

福祉ホール (RC造平屋建 496.42㎡)

・工事期間中の仮設事務所として 使用するため、必要最小限の 改修工事を行う。

